

箕谷スポーツ交流クラブ クラブハウス使用規則

(目的)

第1条 この規則は、箕谷スポーツ交流クラブ クラブハウス(以下「クラブハウス」という)の運営に関する必要な事項を定める事により、クラブハウスを円滑にかつ、目的に沿った運営管理ができるようにすることを目的とする。

(管理)

第2条 1、このクラブハウスは、箕谷スポーツ交流クラブ(以下「交流クラブ」という)が運営管理するものとする
2、鍵の管理は、開放管理者・箕谷小学校(事務局)が行うものとする。

(使用範囲)

第3条 1、クラブハウスの使用は原則1月8日～12月20日までの学校行事等に支障のない日を原則とする
2、使用時間 平日 9:00～17:00
土日祝 9:00～17:00(運動場の利用時間に準ずる)
夜間 19:00～21:00(夜間の使用は木・土・日のみ)
3、使用の優先順位
(1) 箕谷スポーツ交流クラブ
(2) 施設開放運営委員会およびその加入団体
(3) 交流クラブ員
(4) 小学校事務局
4、このクラブハウスの利用は、交流クラブの会員ならびに、交流クラブが使用を認めた者に限るものとする

(使用申し込み・利用)

第4条 1、土・日・祝・夜間利用
クラブハウスを使用するものは、ハウス内予定表に記入後、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、使用日10日前までに開放管理者に申し込む
2、平日利用
小学校が開校している日については、事務局の承認を得た場合使用できるものとする
利用は、事前にハウス内予定表に予約を記入し、当日事務局より鍵を借りる
3、使用したものは、使用后「利用日誌」に必要事項を記入する
4、ごみは原則、各団体で持ち帰りとする

(使用許可の取り消し)

第5条 交流クラブ会長は、公的行事等不測の事態が生じた場合、クラブハウスの貸し出しが不適切と判断した場合は、許可を取り消す事ができるものとする

(使用の取り消し・変更)

第6条 使用申込者が使用を取り消すもしくは、変更する場合はすみやかに開放管理者・事務局に申し出ること

(使用の制限)

第 7 条 次に掲げる各項のいずれかに該当すると判断された場合は、使用を許可しないものとする

- (1) 公序良俗に反する恐れがあるとき
- (2) 建物および付属設備、備品等を汚損または、損傷する恐れがあるとき
- (3) 営利収益、政治活動、宗教活動等、交流クラブの目的に反する恐れがあるとき
- (4) 小学校、近隣等に迷惑を及ぼす恐れがあるとき
- (5) 未青年者のみが使用するとき
- (6) クラブハウスの運営維持管理上支障があると認められるとき
- (7) 歓送迎会・祝勝会・新年会等、会食等が目的で使用される恐れがあるとき
ただし、会議等に付随するコーヒー・ジュース・お茶程度の飲食については可とする
- (8) 交流クラブにおいて、その使用が不適切と認められたとき

(使用者の遵守事項)

第 8 条 使用するに当たり、使用者は次の事項を遵守しなければならないものとする

- (1) 使用後はごみ等の後始末、水道・電気の確認、清掃、備品の員数、整理整頓、戸締り等に手落ちがないか十分確認すること
- (2) 使用時間を厳守すること
- (3) 使用を許可されていない部屋・場所には立ち入らないこと
- (4) クラブハウス内は土足厳禁・禁煙とすること
- (5) 建物および付属設備、備品等を汚損または損傷しないこと
- (6) 交流クラブの指示に従うこと

(遵守事項違反)

第 9 条 使用者が前条に定めた遵守事項に違反したときは、交流クラブ会長・箕谷小学校(事務局)は直ちに使用を中止させるとともに、場合によっては、クラブハウス外への退去を命じることができるものとする

(使用者の賠償責任)

第 10 条 使用者が、その責に帰すべき事由により、建物・設備・備品等を破損・汚損または、紛失したときは、自らの責任において速やかに原形に復すか、もしくは修理費用等を賠償するものとする

(使用者の事故)

第 11 条 交流クラブ・開放委員会・箕谷小学校は、小学校敷地内、クラブハウス内における使用者の事故について、一切責任を負わないものとする

(その他)

第 12 条 本規則に記載のない事項については、交流クラブにおいて決議、決定するものとする

(規則の変更)

第 13 条 本規則の変更は、交流クラブの決議によるものとする

平成 年 月 日施行